

瑞穂町下水道使用料審議会条例

(設置)

第1条 瑞穂町の下水道使用料の改定について審議するため、瑞穂町下水道使用料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、下水道使用料の改定に関する必要な事項について、調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者 3人以内

(2) 下水道使用者 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委員の報酬及びその支給方法)

第 9 条 委員の報酬及びその支給方法については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1 年条例第 1 0 号）の定めるところによる。

(委任)

第 1 0 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

都市計画審議会会長	日額 9, 0 0 0 円
同 委員	日額 8, 5 0 0 円

」を

「

都市計画審議会会長	日額 9, 0 0 0 円
同 委員	日額 8, 5 0 0 円
下水道使用料審議会会長	日額 9, 0 0 0 円
同 委員	日額 8, 5 0 0 円

」に

改める。